

平成二十九年五月十七日提出
質問 第三二二三号

秋篠宮眞子内親王殿下のご婚約内定についての情報漏えいに関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

秋篠宮眞子内親王殿下のご婚約内定についての情報漏えいに関する質問主意書

五月十六日の十八時過ぎ、秋篠宮ご夫妻の長女の眞子さまが、大学時代の同級生の男性と婚約される見通しになったという報道が、速報の形で一斉になされた。複数の報道に共通することは、関係者によると眞子さまは、大学の同級生と婚約される見通しになったことであり、結婚の時期は未定とされている。

同日、二十時から宮内庁の山本信一郎長官は約三十分間にわたり、宮内庁長官応接室で記者の取材に応じ、秋篠宮ご夫妻の長女、眞子さまが婚約に向けた準備を進められていることを認めた。

山本長官は、「しかるべき時期に、宮内庁から発表をする計画を進めようとしていた段階」と説明し、「お二方がさまざまな準備を整えられた後に、宮内庁として（ご婚約内定を）発表する」とした上で、「現時点で申し上げることは差し控えたい」と述べるにとどめた。記者からの質疑で、ご婚約内定発表やご結婚時期の見通しについて、「現時点では未定」「申し上げる段階ではない」「分かりません」との説明を宮内庁長官は繰り返した。通常、お二方で会見する形で行われるご婚約内定発表の方法についても「お二人の気持ちを尊重したい」として、明言を避けた。

秋篠宮眞子内親王殿下のご婚約内定については、国民としては、皇室の慶事として喜びにたえないもの

の、その発表のあり方に疑義があるので、以下質問する。

一 五月十六日の十八時過ぎにご婚約内定の第一報がなされたときの、「関係者」によるとの、関係者とは、どのような立場の者か。国家公務員の身分を持つ政府内のしかるべき立場の者か。この第一報の後、同日二十時から宮内庁長官が会見に依拠していることから、「関係者」はこのご婚約内定について予め知り得る立場の政府内のしかるべき立場の者と思われる。政府の見解を示されたい。

二 一に関連して、「関係者」は国家公務員法上の守秘義務違反に該当するのではないか。政府の見解を示されたい。

三 これまでの皇族のご婚約内定に関して、宮内庁長官などのしかるべき立場の者が正式に発表する以前に、「関係者」からの情報提供によって、ご婚約内定の事実が予め漏らされ、それを追認する形で宮内庁長官などが記者会見に依拠し、事実を認めた事例はあるか。

四 宮内庁長官の記者会見では、ご婚約内定発表やご結婚時期の見通しについて、「現時点では未定」「申し上げる段階ではない」「分かりません」との説明を繰り返したと承知しているが、本来、ご婚約内定についてはまだ十分な準備は進んでいないという理解でよいか。

五 四に関連して、十分な準備が進んでいないにもかかわらず、「関係者」がご婚約内定の事実を報道機関に情報提供をしたのではないか。かかる事実は不適切ではないか。政府の見解を示されたい。

六 五月十六日の衆議院法務委員会理事会では、政府の提出しているテロ等準備罪法案の審議について、翌十七日の内閣総理大臣も出席する審議が法務委員長の職権で開催が決められた。これは、国会の慣習では当該法案の採決が与野党の合意の有無にかかわらずなされる公算が高いことを意味するが、この「関係者」は、政府あるいは内閣総理大臣の意向を忖度し、意図的に、十六日の夕刻にご婚約内定の事実を情報提供したのではないか。事実、十七日のメディアの報道はご婚約内定の報道に占められており、その前日までの衆議院法務委員会の動きを報じる動きは激減している。政府の見解を示されたい。

七 本来、皇族の方々のご婚約内定の報道は公式の記者会見の前に情報提供されるべき事案ではなく、静謐な環境の中で準備が進み、その上で時宜を得て、宮内庁長官が記者会見をし、その事実を公表すべきものである。今次の宮内庁の対応、さらには政府の対応は情報管理の点からも不適切ではないか。見解を示されたい。

右質問する。